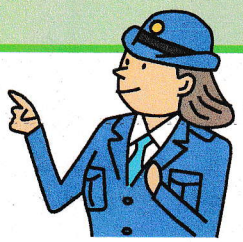
自動音声案内開始のお知らせ

皆様からの各種届出やお問い合わせに対して、迅速な対応や電話回線の混雑解消を図るため、自動音声による案内を開始します。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

旭川中央警察署　令和８年８月２４日運用開始
（代表電話　０１６６－２５－０１１０）

緊急を要する事件事故等は
１１０番通報をお願いします。



○　開庁時間（平日）午前８時４５分～午後５時３０分

自動音声による案内に従って、お問い合わせ先の番号を選択してください。
担当の職員に繋がりますので、用件をお話しください。



① 警察署にご用の方
- ① 職員からの電話への折り返し、内線番号をご存じの方
- ② 事件・事故の届出
- ③ 落とし物、拾得物に関すること
- ④ 運転免許、車庫証明、道路使用、交通事故、交通違反などに関すること
- ⑤ 銃砲、風俗、古物などの許可に関すること
- ⑥ その他のご用件

② 旭川方面本部交通反則通告センターにご用の方



○　休日及び夜間等（上記時間帯以外）

ストーカー、DV、虐待、行方不明、落とし物・拾得物のほか、お急ぎのご相談やお問い合わせの方は、自動音声案内に従って、番号を選択してください。

※　窓口業務に関する問い合わせは、恐れ入りますが、
平日の午前８時４５分～午後５時３０分までの間にお掛け直しください。

自動音声案内選択番号表

音声案内に従って、お問い合わせ先の番号を選択してください。
なお、案内の途中でも番号を選択することが可能です。

開庁時間（平日）午前８時４５分～午後５時３０分

選択番号及び問い合わせ内容					
1	警察署にご用の方	1	職員からの電話への折り返し、内線番号をご存じの方		
		2	事件・事故の届出		
		3	落とし物等に関すること		
		4	運転免許、車庫証明、道路使用、交通事故、交通違反などに関すること	1	運転免許に関すること
				2	車庫証明、道路使用に関すること
				3	交通事故に関すること
				4	交通違反に関すること
		5	銃砲、風俗営業、古物などの許可に関すること		
		6	その他のご用件		
2	旭川方面本部交通反則通告センターにご用の方				

※　例えば、
○　事件・事故の届出の場合は、「１→２」を選択
○　運転免許に関することは、「１→４→１」を選択
してください。

休日及び夜間等（上記時間帯以外）

○　緊急の事件・事故の場合は、１１０番通報してください。
○　窓口業務に関する問い合わせは、恐れ入りますが、
平日の午前８時４５分～午後５時３０分までの間にお掛け直しください

選択番号及び問い合わせ内容	
1	ストーカー、DV、虐待、行方不明、落とし物・拾得物のほか、